

交通監視用テレビカメラ運用要領の制定について（例規通達）

交通監視用テレビカメラの適正な管理及び運用の徹底を図るため、別添のとおり「交通監視用テレビカメラ運用要領」を制定し、令和5年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、「交通監視用テレビカメラ運用要領の制定について」（令和4年3月29日付け富交規第1069号）は廃止する。

## 別添

### 交通監視用テレビカメラ運用要領

#### 第1 目的

この要領は、富山県警察が設置する交通監視用テレビカメラ（以下「監視カメラ」という。）の適正かつ円滑な運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 概要

監視カメラは、的確な交通情報の提供や交通渋滞の早期緩和を図るため、交通管制エリア内における主要交差点等に設置し、交通流の監視及び交通情報の収集を行う。

#### 第3 運用体制

##### 1 運用管理者

- (1) 警察本部に運用管理者を置き、交通部交通規制課長をもって充てる。
- (2) 運用管理者は、情報セキュリティの維持及び管理対象情報の適正な取扱いに関する業務を統括する。

##### 2 運用管理補助者

- (1) 警察本部に運用管理補助者を置き、交通管制システムの運用業務を所掌する交通規制課課長補佐をもって充てる。
- (2) 運用管理補助者は、管理対象情報の入出力の管理に係る事務を行う。

#### 第4 監視カメラの操作等

監視カメラの操作については、運用管理者又は運用管理補助者の了解を得ることとし、次のとおり行う。

##### 1 監視カメラの操作

- (1) 監視カメラ操作端末が設置された富山県警察交通管制センター（以下「交通管制センター」という。）において、監視カメラの操作及び映像の閲覧を行う。
- (2) 監視カメラの操作については、交通流の監視や道路の状況把握などの交通情報の収集に限る。

##### 2 監視カメラ操作者

交通管制システムの運用業務を所掌する交通規制課員及び交通管制センター当直員をもって充てる。

#### 第5 映像の保存

##### 1 保存期間

監視カメラの映像は、おおむね10日間分の映像を閲覧可能とし、以後、自動的に上書きされる仕組みとする。

##### 2 端末

記録した映像の閲覧及び保存は、交通管制センターに設置された録画再生用PCのみとする。

#### 第6 安全の確保

## 1 情報セキュリティ

監視カメラの情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、富山県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成30年警察本部訓令第1号）及びこれに基づく規定に定めるところによる。

## 2 管理対象情報の分類

監視カメラに係る管理対象情報の分類については、次のとおりとする。

情報の種類	機密性	完全性	可用性
交通監視用テレビカメラ	1（低）	1（低）	2（高）

## 第7 機器の管理及び点検

監視カメラは、交通管制センターを構成する主要機器の一部として管理、保守、点検等を行う。